

提供日 2023/03/31
タイトル 「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」の改定
担当 交通基盤部 都市局都市計画課
連絡先 地域計画班
TEL 054-221-3187



「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を改定しました。

1 趣旨

県では、都市計画法に基づき、県内21の都市計画区域ごとに、長期的な視点に立った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを策定しています。

都市計画区域マスタープランは、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っており、見直しは「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」に基づき実施してきました。

令和7年度の次回見直しに先立ち、この度、都市を取り巻く社会経済情勢の変化に加え、新たな潮流等に対応するため「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を改定しました。

2 公表

公表日：令和5年3月31日
公表方法：県のホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049582/1050932.html>)



※お手持ちのスマートフォン、タブレット等で左のQRコードを読み取っていただいても確認できます。

3 改定概要

人口減少・少子高齢化が進む社会、頻発化・激甚化する災害等、我が国を取り巻く変化に対応し、県の魅力と活力を継承していくため、次の項目に着目し、「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を改定しました。

- (1) 集約連携型都市構造の推進
- (2) 都市防災への取組
- (3) 脱炭素のまちづくり
- (4) ポストコロナ時代のまちづくり
- (5) 新技術を活用した新しいまちづくり

4 構成

- ・第1編 静岡県の都市づくりの基本的な考え方
- ・第2編 都市計画制度の運用方針・活用指針
- ・第3編 都市計画区域マスタープラン策定マニュアル
- ・県マス（静岡県都市計画マスタープラン）